

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第一条の三第一項の表一の(に)項、第四条第二号及び第四条の八第二号並びに建築基準法に基づく指定資格検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）第二十三第一項第三号口の規定に基づき、国土交通大臣が定める建築物の部分を次のように定める。

建築物の部分を定める件

居室の天井裏、小屋裏、床裏、壁、物置その他これらに類する部分（合板、コンクリート部材その他これらと同等以上の気密性を有する材料により居室と区画された部分を除く。）の下地、断熱材その他これらに類する面材の部分

附 則

この告示は、平成十五年七月一日から施行する。